５　職員の休業等に関する状況

（１）主な休業等制度の状況（令和３年４月１日現在）

育児休業	育児短時間勤務	部分休業等	自己啓発等休業	配偶者同行休業	大学院修学休業
子が３歳まで	子が小学校就学の始期に達するまで	子が９歳に達する日以後の最初の３月３１日まで	・大学・大学院等の課程の履修（期間：２年以内）又は国際貢献活動へ参加（期間：３年以内） ・在職期間が４年以上である一般職の職員	３年以内	・３年以内（原則として４月１日を始期とし、年単位） ・学校に勤務する常勤の職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師

（２）育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の取得状況（令和２年度）

区分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業等
取得者数	９７６人	１０５人	４７１人

（３）自己啓発等休業の取得状況（令和２年度）

区分	自己啓発等休業
取得者数	１人

（４）配偶者同行休業の取得状況（令和２年度）

区分	配偶者同行休業
取得者数	０人

（５）大学院修学休業の取得状況（年度）

区分	大学院修学休業
取得者数	―人